

医療法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年十二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第八十七号

医療法等の一部を改正する法律

(医療法の一部改正)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び助産所」を「助産所等」に、「病床」を「医療機関機能及び病床」に、「第三十条の十八の五」を「第三十条の十八の六」に改める。

第一条の五第二項中「有しないもの」の下に「オンライン診療受診施設であるものを除く。」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 この法律において、「オンライン診療」とは、医師又は歯科医師の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と患者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により、医師又は歯科医師及び遠隔の地にある患者が相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法による診療をいう。

2 この法律において、「オンライン診療受診施設」とは、当該施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に對して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設をいう。

第三条第一項及び第二項中「附けて」を「付けて」に改め、同条に次の一項を加える。

4 オンライン診療受診施設でないものは、これにオンライン診療受診施設その他オンライン診療受診施設に紛らわしい名称を付けてはならない。

第五条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第六条中「助産所」の下に「並びに国の設置するオンライン診療受診施設」を加え、「の定め」に改める。

第六条の五第三項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。
 十五 その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療受診施設を利用してオンライン診療を行う病院又は診療所にあつては、当該オンライン診療を行う旨及び当該オンライン診療の内容に關する事項

第六条の五第四項中「若しくは第十三号から第十五号まで」を、「第十三号、第十四号若しくは第十六号」に改める。
 第六条の七の次に次の一条を加える。

第六条の七の二 何人も、オンライン診療受診施設に關して、文書その他いかなる方法によるを問はず、医療を受ける者による医療に關する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、広告をしてはならない。

第六条の八第一項中「若しくは助産所」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に、「前条」を「前二条」に改め、同条第二項中「若しくは助産所」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に、「又は前条第二項若しくは第三項」を、「第六条の七第二項若しくは第三項又は前条」に改める。

第四章の章名中「及び助産所」を、「助産所等」に改める。
 第七条第一項中「第八号」を、「第八号第一項」に、「第八号から第九号まで」を「第八号第一項」に、「第二十四条の二、第二十七条及び第二十八条から第三十条までの規定」を「第二十七条、第二十八条及び第二十九条第二項」に改める。

第八条に次の一項を加える。
 2 オンライン診療受診施設の設置者は、設置後十日以内に、オンライン診療受診施設の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に届け出なければならない。

第八条の二第一項中「又は助産所の開設者は」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者は」に、「又は助産所」を、「助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同項ただし書中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「又は助産所」を、「助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、「都道府県知事」の下に「診療所、助産所又はオンライン診療受診施設にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。次条、第二十四条の二、第二十九条第一項、第二十九条の二及び第三十条において同じ。」を加える。

第九条第一項中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「又は助産所」を、「助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同条第二項中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そう」を「失踪」に改める。

第十四条の三 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、オンライン診療の適切な実施に關する基準を定めなければならない。

第十四条の二の次に次の三條を加える。
 2 前項の基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 一 オンライン診療を行うに当たり病院又は診療所において必要な施設及び設備並びに人員の配置に關する事項
 二 患者がオンライン診療を受ける場所に關する事項
 三 オンライン診療を行うに当たり患者に対して行う説明に關する事項
 四 他の病院又は診療所との連携その他の患者の病状が急変した場合において適切な治療を提供するための体制の確保に關する事項

五 その他オンライン診療の適切な実施に關し必要な事項
 3 オンライン診療は、第一項の基準に従つて行われなければならない。

第十四条の四 オンライン診療を行う医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所（次条において「オンライン診療実施病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医師又は歯科医師が行うオンライン診療を前条第一項の基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

第十四条の五 オンライン診療受診施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該オンライン診療受診施設が第十四条の三第二項第二号に掲げる事項に係る同条第一項の基準に適合する旨その他のオンライン診療実施病院等の管理者のオンライン診療受診施設の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項を公表しなければならない。

第十七条中「及び第十三条」を、「第十三条から第十四条の二まで、第十四条の四及び第十五条」に改める。
 第二十四条の二第二項中「若しくは助産所」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に、「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改め、同条第二項中「開設者」の下に「又は設置者」を加え、「開設し、又は設置する」に、「又は助産所」を「若しくは助産所又はオンライン診療受診施設」に改める。

第二十五条第一項中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「若しくは助産所に」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に改め、同条第二項中「若しくは助産所の業務」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設の業務」に改め、「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「事務所」を「若しくはオンライン診療受診施設の設置者の事務所」に、「若しくは助産所の運営」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設の運営」に改める。

第二十五条の二中「及び助産所」を、「助産所及びオンライン診療受診施設」に改める。
 第二十九条第一項中「その開設者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同項第二号中「第八号」を「第八号第一項」に、「又は助産所（同条）を、「助産所（同項）」に、「が」を「が」又はオンライン診療受診施設が」に改め、同項第三号中「第二十四条の二第二項」を削り、同項第四号中「開設者」の下に「又は設置者」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 開設者又は設置者が第二十四条の二第二項の規定に基づき命令に違反したとき。
 第三十条の二中「外」を「ほか」に改め、「管理」の下に「並びにオンライン診療受診施設の設置」を加える。

第三十条の三第一項中「総合確保方針」の下に「及び同法第十一条の二第一項に規定する医療情報化推進方針」を加える。

第三十条の三の二第一項中「第三十条の十三第一項」を「第三十条の十三第二項」に、「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に、「同項」を「同条第一項」に改める。
 第三十条の四第二項第十一号イ中「第十四号及び第十五号に規定する」を「次に掲げる」に改め、「方針」の下に「(2)に掲げる区域については、その設定が必要な場合に限る。」を加え、同号イに次のように加える。

(1) 第十四号及び第十五号に規定する区域
 (2) 重点的に医師の確保を図る必要がある区域として厚生労働大臣が定める基準を参照して定める区域

第三十条の四第二項第十一号ニ中「施策」の下に「並びに二に掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に關する施策（イ(2)に掲げる区域を定めた場合に限る。）」を加え、同号中二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 イ(2)に掲げる区域において確保すべき医師の数の目標（当該区域を定めた場合に限る。）
 第三十条の四第六項及び第七項中「事項」の下に「(同号イ(1)に掲げる区域に係るものに限る。）」を加える。

第三十条の五中「若しくは管理者」を「管理者若しくは設置者」に改める。
 第三十条の七第二項中「及び管理者」を「管理者及び設置者」に改める。

第二百一十條第一項第一号中「保険納付対象額の見込額」を「イ及びロに掲げる額の合計額」に、「イ」を「ハ」に、「ロ」を「ニ」に改め、同号中ロをニとし、イをハとし、同号ハの前に次のように加える。

イ 保険納付対象額の見込額

ロ 負担対象手当拠出金額に「イ」から第百条第二項の後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定医師手当拠出金の額に「イ」から同項の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額の見込額

第二百一十條第一項第二号中「保険納付対象額の見込額」を「前号イ及びロに掲げる額の合計額」に改める。

第二百二十二條、第二百二十三條第一項、第二百二十四條の二第一項、第二百二十四條の四第一項及び第二項、第二百二十四條の五第一項、第二百二十四條の六、第二百二十四條の七並びに第二百二十四條の九中「支払基金」を「機構」に改める。

第二百三十四條第三項及び第二百三十七條第三項中「第十六條の七第二項」を「第十六條の十第二項」に改める。

第五章の章名中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第三百三十九條の見出し中「支払基金」を「機構」に改め、同条第一項中「支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五條」を「機構は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八條」に改め、同条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

第四百十條、第四百四十一條第一項、第四百四十二條から第四百四十六條まで、第四百四十七條第一項、第四百四十八條、第四百四十八條、第四百四十九條並びに第五百五十一條中「支払基金」を「機構」に改める。

第五百五十二條第一項中「支払基金」を「機構」に改め、同条第二項中「第十六條の七第二項」を「第十六條の十第二項」に改め、同条第三項中「支払基金」を「機構」に、「社会保険診療報酬支払基金法第二十九條」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第三十九條」に、「支払基金の理事長、理事若しくは監事」を「機構の役員」に、「第十一條第二項若しくは第三項」を「第十四條第三項若しくは第四項」に改める。

第五百五十三條の見出し中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条中「社会保険診療報酬支払基金法第十一條第二項及び第三項」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十四條第三項及び第四項」に、「第二十九條」を「第三十九條」に、「第三十二條第二項」を「第四十三條第二項」に、「第十五條」を「第十八條」に改める。

第五百五十四條中「支払基金」を「機構」に改める。

第五百六十一條の三第二項中「第十六條の七第二項」を「第十六條の十第二項」に改める。

第五百六十五條の二の見出し中「支払基金等」を「機構等」に改め、同条第一項中「支払基金」を「機構」に改め、同条第二項中「その他の」を「に係る」に、「と共同して」を「その他厚生労働省令で定める者と共同して」に改める。

第六百六十七條の二中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第十六條の八」を「第十六條の十二」に、「者」を「とき」に改め、同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十六條の九において準用する第十六條の六の規定に違反して、仮名医療保険等関連情報の利用に関して知り得た仮名医療保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

第六百六十八條第二項中「支払基金」を「機構」に改め、同条第三項中「第十六條の七第一項」を「第十六條の十第一項」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第六百七十條第一項並びに附則第三條第三項、第六條、第七條第一項、第九條、第九條の二（見出しを含む）及び第十一條（見出しを含む）中「支払基金」を「機構」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第十二條 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第二百五條及び第二百四十四條の八中「開設者について、同法」の下に「第十四條の四並びに」を加える。

第二百五條の四十七第十項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」）に、「第一百八條の十及び第一百八條の十一」を「第一百八條の十三及び第一百八條の十四」に、「支払基金等」を「機構等」に改め、同条第十一項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「その他の」を「に係る」に改め、「定めるもの」の下に「その他厚生労働省令で定める者」を加える。

第一百六條第一項中「総合確保方針」の下に「及び同法第十一條の二第一項に規定する医療情報化推進方針」を加える。

第一百八條第十項中「及び医療法」を「並びに医療法第三十條の三の三第一項に規定する地域医療構想及び同法」に改める。

第一百八條の三第一項中「次条」の下に「及び第一百八條の八第一項」を加える。

第一百八條の十一第一項中「前条」を「前条第一項」に、「支払基金等」を「機構等」に改め、同条第三項中「支払基金等」を「機構等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、仮名介護保険等関連情報利用者が第一百八條の八第二項の規定による仮名介護保険等関連情報の提供を受ける場合の手数料について準用する。

第一百八條の十一を第一百八條の十四とする。

第一百八條の十の見出し中「支払基金等」を「機構等」に改め、同条中「の規定による利用又は」を「並びに第一百八條の八第一項及び第二項の規定による利用及び」に、「支払基金等」を「機構等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第一百八條の九第一項の規定は、前項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名介護保険等関連情報の提供を行う場合について準用する。

3 個人情報の保護に関する法律第六十八條及び第七十六條から第七十七條までの規定は、第一項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名介護保険等関連情報を利用し、又は提供する場場合には、適用しない。

第一百八條の十を第一百八條の十三とする。

第一百八條の九中「匿名介護保険等関連情報利用者」を「匿名・仮名介護保険等関連情報利用者」に改め、「規定」の下に「これらの規定を第一百八條の十において準用する場合を含む。又は第一百八條の九第一項の規定（次条第二項において準用する場合を含む）により付した制限」を加え、同条を第一百八條の十二とする。

第一百八條の八第一項中「国」を「及び仮名介護保険等関連情報利用者（国）に、「同じ」を「匿名・仮名介護保険等関連情報利用者」という」に、「匿名介護保険等関連情報利用者」を「関係者」に、「匿名介護保険等関連情報利用者の」を「匿名・仮名介護保険等関連情報利用者の」に、「の利用」を「又は仮名介護保険等関連情報の利用」に改め、同条を第一百八條の十一とする。

（国民の保健医療の向上及び福祉の増進のための仮名介護保険等関連情報の利用又は提供）

第一百八條の八 厚生労働大臣は、国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、仮名介護保険等関連情報（介護保険等関連情報に係る本人を他の情報と照合しない限り識別することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した介護保険等関連情報をいう。以下同じ）を利用することができる。

（国民の保健医療の向上及び福祉の増進のための仮名介護保険等関連情報の利用又は提供）

第一百八條の八 厚生労働大臣は、国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、仮名介護保険等関連情報（介護保険等関連情報に係る本人を他の情報と照合しない限り識別することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した介護保険等関連情報をいう。以下同じ）を利用することができる。

附則

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中医療法第三十条の八に一項を加える改正規定及び同法第三十条の十五第一項の改正規定(及び次条)を削る部分に限る。、第四条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第七条の次に二条を加える改正規定並びに第十三条の規定並びに次条第二項及び第四項並びに附則第五条、第六条、第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第十六条、第十八条、第二十条及び第二十四条の規定、附則第四十一条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の五十七の三十一の項の改正規定及び同法別表第二から別表第五までの改正規定並びに附則第五十三条の規定、公布の日

二 第一条の規定(前号、第四号及び第五号に掲げる改正規定を除く。)、第七条中健康保険法第六十五条第四項の改正規定(第三十条の十一)を「第三十条の十一第一項」に改める部分に限る。、同法第六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第八十条、第八十一条及び第八十二条第一項の改正規定並びに第十二条中介護保険法第五十五条及び第六十四条の八の改正規定並びに次条第一項並びに附則第四条、第七条、第八条、第三十条及び第三十六条の規定、令和八年四月一日

三 第四条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第十条中地方税法附則第十一条第十六項の改正規定(第十二条の七)を「第十三条の六」に、「第十二条の二の第二項」を「第十三条第一項」に改める部分に限る。及び第十八条の規定並びに附則第三十七條の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中医療法の目次の改正規定(「病床」を「医療機能及び病床」に改める部分に限る。)、同法第三十条の三の第二項の改正規定、同法第五章第三節の節名の改正規定、同法第三十条の十三の改正規定、同法第三十条の十五第一項の改正規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、並びに同法第四項及び第六項並びに同法第三十条の十六から第三十条の十八まで、第三十条の十八の二第一項及び第三項並びに第三十条の十八の三第二項の改正規定、令和八年十月一日

五 第一条中医療法第三十条の三第一項及び第三十八條の七第二項の改正規定、第五條の規定、第七條中健康保険法第七十六條第五項及び第八十八條第十一項の改正規定、同法第五十條の十第一項及び第三項の改正規定(「基金等」を「基盤機構等」に改める部分に限る。)、同法第五十條の九(見出しを含む)の改正規定(「を基金」を「を基盤機構」に、「基金等」を「基盤機構等」に改める部分に限る。)、同法第五十二條の二の改正規定並びに同法第二百五條の四(見出しを含む)の改正規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第八條(同号及び第九号に掲げる改正規定を除く。)、及び第九條(次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。)、の規定、第十一条中高齢者の医療の確保に関する法律の目次の改正規定、同法第十七條(見出しを含む)及び第十七條の二第二項の改正規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、同条第三項並びに同法第三十二條、第三十六條第一項、第四十條、第四十二條、第四十三條、第四十四條第一項から第三項まで、第四十五條第一項、第四十六條、第七十條第四項及び第九十三條第三項の改正規定、同法第一百條第一項の改正規定(「支払基金」を「機構」に改める部分に限る。)、同条第三項並びに同法第一百一條第一項、第一百十八條第一項、第二百二十二條、第二百二十三條第一項、第二百二十四條の二第二項、第二百二十四條の四、第二百二十四條の七並びに第二百二十四條の九の改正規定、同法第五章の章名の改正規定並びに同法第三十九條の見出し、同条第一項及び第二項、同法第四十條、第四百四十一條第一項、第四百四十二條から第四百四十六條まで、第四百四十七條第一項、第五項、第六項及び第八項、第四百四十八條、第四百四十九條、第五百五十一條、第五百五十二條第一項及び第三項、第五百五十三條(見出しを含む。)、第五百五十四條並びに第五百六十五條の二の見出し、同条第一項並びに同法第六十八條第二項及び第七十條第一項の改正規定並びに同法附則第三條第三項、第六條、第七條第一項、第九條、第九條の二(見出しを含む)及び第十一條(見出しを含む)の改正規定(第九号に掲げる改正規定を除く。)、同条第十一項の改正規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、同法第一百十六條第一項の改正規定、同法第一百十八條の十(見出しを含む)の改正規定(「支払基金等」を「機構等」に改める部分に限る。)、同法第二十五條第一項及び第四項、第二百二十六條、第五百四十八條第一項、第五百五十五條、第五百五十六條第一項から第三項まで、第五百五十七條第一項、第五百五十八條並びに第五百五十九條第一項の改正規定、同法第九章の章名の改正規定並びに同法第六十條の見出し、同条第一項及び第二項並びに同法第六十一條、第六十二條第一項、第六十三條から第六十七條まで、第六十八條第一項、第五項、第六項及び第八項、第六十九條、第七十條、第七十一條、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條(見出しを含む。)、第七十四條、第七十七條第二項並びに第二百二十二條の改正規定、第十四條中児童福祉法第十九條の二十第三項及び第四項の改正規定、第十五條の規定(同号及び第九号に掲げる改正規定を除く。)、第十七條中原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第十五條第三項及び第四項並びに第二十條の改正規定、第十九條中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十六條の九第二項、第三十六條の十三、第三十六條の十四第一項及び第二項、第三十六條の十八、第三十六條の十九第一項から第三項まで、第三十六條の二十第一項、第三十六條の二十一、第三十六條の二十三第三項、第三十六條の二十五(見出しを含む。)、第三十六條の二十六第一項、第三十六條の二十七から第三十六條の三十一まで、第三十六條の三十二第一項、第五項、第六項及び第八項、第三十六條の三十三、第三十六條の三十四、第三十六條の三十六、第三十六條の三十七第一項及び第三項、第三十六條の三十八(見出しを含む。)、第三十六條の三十九、第四十條第五項及び第六項、第五十六條の四十八(見出しを含む。)、第五十六條の四十九第一項及び第三項、第五十六條の五十二第二項、第七十七條第二項並びに第八十二條の改正規定、第二十二條中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三條第三項及び第四項の改正規定、第二十三條中石綿による健康被害の救済に関する法律第十四條第一項及び第二項の改正規定、第二十五條の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第二十七條中難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五條第三項の改正規定及び同条第四項の改正規定(「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める部分に限る。)、第二十八條中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報に関する法律第三十一條第四項の改正規定(「この条」の下に「及び第三十六條の二」を加える部分を除く。)、及び同条第五項から第七項までの改正規定並びに第二十九條の規定並びに附則第十九條、第二十一條から第二十三條まで、第二十五條及び第三十一條の規定、附則第三十二條(同号に掲げる改正規定を除く。)、及び第三十三條(同号に掲げる改正規定を除く。)、の規定、附則第三十五條中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第三十四條の二第二項の改正規定及び同法第四十七條の三(見出しを含む)の改正規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、附則第三十八條中国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第九十九條の二第一項の改正規定及び同法第一百零四條の二(見出しを含む)の改正規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、附則第三十九條中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第一百十三條の二第二項の改正規定及び同法第一百零四條の三十三(見出しを含む)の改正規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、附則第四十條の規定、附則第四十一條中住民基本台帳法別表第一の改正規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、並びに附則第四十五條第一項及び第二項、第四十八條、第五十條、第五十一條、第五十四條並びに第五十六條から第五十八條までの規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

正規定並びに同法附則第三條第三項、第六條、第七條第一項、第九條、第九條の二(見出しを含む)及び第十一條(見出しを含む)の改正規定、第十二條中介護保険法の目次の改正規定、同法第一百十五條の四十七第七項の改正規定(第九号に掲げる改正規定を除く。)、同条第十一項の改正規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、同法第一百十六條第一項の改正規定、同法第一百十八條の十一(見出しを含む)の改正規定(「支払基金等」を「機構等」に改める部分に限る。)、同法第二十五條第一項及び第四項、第二百二十六條、第五百四十八條第一項、第五百五十五條、第五百五十六條第一項から第三項まで、第五百五十七條第一項、第五百五十八條並びに第五百五十九條第一項の改正規定、同法第九章の章名の改正規定並びに同法第六十條の見出し、同条第一項及び第二項並びに同法第六十一條、第六十二條第一項、第六十三條から第六十七條まで、第六十八條第一項、第五項、第六項及び第八項、第六十九條、第七十條、第七十一條、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條(見出しを含む。)、第七十四條、第七十七條第二項並びに第二百二十二條の改正規定、第十五條の規定(同号及び第九号に掲げる改正規定を除く。)、第十七條中原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第十五條第三項及び第四項並びに第二十條の改正規定、第十九條中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十六條の九第二項、第三十六條の十三、第三十六條の十四第一項及び第二項、第三十六條の十八、第三十六條の十九第一項から第三項まで、第三十六條の二十第一項、第三十六條の二十一、第三十六條の二十三第三項、第三十六條の二十五(見出しを含む。)、第三十六條の二十六第一項、第三十六條の二十七から第三十六條の三十一まで、第三十六條の三十二第一項、第五項、第六項及び第八項、第三十六條の三十三、第三十六條の三十四、第三十六條の三十六、第三十六條の三十七第一項及び第三項、第三十六條の三十八(見出しを含む。)、第三十六條の三十九、第四十條第五項及び第六項、第五十六條の四十八(見出しを含む。)、第五十六條の四十九第一項及び第三項、第五十六條の五十二第二項、第七十七條第二項並びに第八十二條の改正規定、第二十二條中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三條第三項及び第四項の改正規定、第二十三條中石綿による健康被害の救済に関する法律第十四條第一項及び第二項の改正規定、第二十五條の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第二十七條中難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五條第三項の改正規定及び同条第四項の改正規定(「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める部分に限る。)、第二十八條中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報に関する法律第三十一條第四項の改正規定(「この条」の下に「及び第三十六條の二」を加える部分を除く。)、及び同条第五項から第七項までの改正規定並びに第二十九條の規定並びに附則第十九條、第二十一條から第二十三條まで、第二十五條及び第三十一條の規定、附則第三十二條(同号に掲げる改正規定を除く。)、及び第三十三條(同号に掲げる改正規定を除く。)、の規定、附則第三十五條中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第三十四條の二第二項の改正規定及び同法第四十七條の三(見出しを含む)の改正規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、附則第三十八條中国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第九十九條の二第一項の改正規定及び同法第一百零四條の二(見出しを含む)の改正規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、附則第三十九條中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第一百十三條の二第二項の改正規定及び同法第一百零四條の三十三(見出しを含む)の改正規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、附則第四十條の規定、附則第四十一條中住民基本台帳法別表第一の改正規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、並びに附則第四十五條第一項及び第二項、第四十八條、第五十條、第五十一條、第五十四條並びに第五十六條から第五十八條までの規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日